

1 助成対象者

以下の(1)～(4)の要件を全て満たす方

- (1) 介護福祉士試験に合格し、介護福祉士登録証の交付を受けた方
- (2) 介護福祉士の登録の日から3か月以内に練馬区内の障害福祉サービス事業所(※1)に障害福祉サービス従事者として就労している方※2
- (3) 助成金の申請時において、練馬区内の障害福祉サービス事業所に障害福祉サービス従事者として就労しており、その就労期間が介護福祉士の登録日以降6か月以上継続し、かつ、従事した日数が90日以上ある方
- (4) 介護福祉士資格取得にあたり、他に助成を受けていない方

※1 「練馬区介護福祉士資格取得支援助成金交付要綱」に定める第2条第1項で列挙する事業所に限ります。

※2 介護福祉士の登録の日時点ですでに※1の事業所に障害福祉サービス従事者として就労している場合、(2)の要件は満たしているものとします。

2 助成対象経費

下記(1)(2)の合計額(第34回試験：21,700円、第33回試験まで：18,620円)

- (1) 介護福祉士試験受験手数料(第34回試験以降：18,380円、第33回試験まで：15,300円)
- (2) 介護福祉士登録手数料(3,320円)

3 助成金額

随時受け付けます。※予算の上限に達し次第、受付を終了します。

窓口受付時間：月～金曜 午前8時30分～午後5時(祝休日、12月29日～翌年1月3日を除く)

※助成金の申請期限は、要件を全て満たした日の翌日から3か月以内です。

申請期限を過ぎた場合、助成対象外となりますので、十分ご注意ください。

4 提出書類

- (1) 介護福祉士国家試験合格証書の写し
- (2) 介護福祉士登録証の写し
- (3) 介護福祉士国家試験受験手数料の払込受領証の写し ※下記のうちいずれか1点
 - ・受験票の写し(氏名の記載がある面の写しおよび受領証の面の写しをご提出ください)
 - ・試験センターに提出する払込受領証(受領印のあるもの)の写し
 - ・ATM利用明細書の写し
- (4) 登録手数料の払込受領証の**原本** ※下記のうちいずれか1点
 - ・払込受領証(受領印のあるもの)の原本
 - ・ATM利用明細書の原本
- (5) 振込口座が確認できる書類の写し(通帳やキャッシュカード等)

5 提出方法

後述7の申請先へ持参または郵送により、ご提出ください。

※申請書を申請者本人の自筆以外で記入する場合(データで入力して印刷する等)、右上部の署名欄横に、朱肉を使う印鑑で申請者印を押してください。

※交付処理後の提出書類の返却は一切いたしませんのでご了承ください。

※助成金交付の翌年度の7月頃、区より「資格取得後の就労状況」に関するアンケートを送付しますので、ご回答ください

6 申請先・問合せ先

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

障害者サービス調整担当課 事業者支援係（区役所西庁舎1階）電話：5984-2825（直通）

※介護サービス事業所にお勤めの方は、

高齢社会対策課 計画係（区役所西庁舎3階）電話：5984-4584（直通）